

【査読論文】

中国における会計環境が公正価値の適用に与える影響の分析

苗馨允
宇部工業高等専門学校

要 旨

中国会計基準設定機関としての財政部は、中国会計基準と国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) とのコンバージェンスを図るために、2006 年 2 月に公正価値を導入し、一部の資産および負債 (例えば、金融資産、投資不動産および生物資産) に対して、期末に公正価値評価を許可または要請している。

しかし、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が IFRS における公正価値の適用範囲の拡大を進めていく動向に対して、財政部は公正価値で測定する資産および負債を制限している。中国会計基準においては、継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ、公正価値による測定が許可されている。さらに、財政部は、観察可能ではないインプット (レベル 3 のインプット) に基づく公正価値測定を制限している。例えば、投資不動産の公正価値に対しては、同一または類似の資産に関する活発な市場における市場価格に基づく測定だけが認められている。

会計は単なる技術的な要素ではなく、各国における社会的、政治的、経済的要素などを含める会計環境に影響を受けていると思われる。そこで、本論文の目的は Gernon and Wallace [1995] のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し、中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴を社会的、組織的、専門的、政治的、会計的観点からホーリスティックに分析することである。そして、この分析を通じて、中国における公正価値の適用がどのような制約を受けているのかを解明していく。

本論文は、会計基準の設定・実施と周辺環境との相互作用を明らかにすることによって、財務報告のコンバージェンスを達成するために、会計制度および会計環境の多様性を論じる必要性があることを指摘するものである。

(2016 年 11 月 18 日審査受付 2017 年 3 月 23 日掲載決定)

I はじめに

2001年以降、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）における公正価値の適用範囲の拡大を進めてきた（Whittington [2008]；草野 [2008]）。中国会計基準設定機関としての財政部は、中国会計基準とIFRSとのコンバージェンスを図るために、2006年2月に新たな中国会計基準、いわゆる「企業会計準則」⁽¹⁾（以下、新企業会計準則という）を公布した。2001年から2005年にかけて、中国会計基準では資産および負債に対する公正価値による測定が容認されなかったことに対して、新企業会計準則では一部の資産および負債（例えば、金融資産、投資不動産および生物資産）に対して、期末に公正価値による評価が許可あるいは要請されている。

しかし、IFRSと比べて、新企業会計準則では公正価値による測定が認められる資産および負債が制限されていることが指摘されている（Peng and Bewley [2010]）。例えば、新企業会計準則では、公正価値が継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ、公正価値で評価することが許可されている。さらに、Biondi and Zhang [2007]では、IASBはスタティック会計観⁽²⁾（公正価値評価につながる）に基づいて会計基準を設定していることに対して、財政部はダイナミック会計観⁽³⁾（収益と費用の対応原則および取得原価評価につながる）に基づいて中国会計基準を設定しているという差異が示されている。

財政部は、公正価値を巡る問題を中国におけるIFRSのアドプションを妨げる1つの要

因として認識している。そこで、本論文の目的は、中国における公正価値の適用に影響を与える環境的要素を明らかにすることである。具体的に、Gernon and Wallace [1995]のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し、中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴を社会的、組織的、専門的、政治的、会計的観点からホーリスティックに検討していく。また、中国会計基準の設定およびIFRSとのコンバージェンスに関する政策決定に関与するステークホルダーの発言、例えば、財政部および中国証券監督委員会（以下、証監会という）における責任者の講演などを詳細に分析し必要に応じて引用する。この分析を通じて、中国における公正価値の適用がどのような制約を受けているのかを解明できると考えられる。

II フレームワーク

アカウンティング・エコロジー・フレームワークはある国において会計に影響を与える諸要素の相互作用を全体的・包括的に考慮するものである。Gernon and Wallace [1995]によれば、各国における会計基準の設定・実施を巡るエコロジーは以下の5つのスライス⁽⁴⁾の相互作用の結果である。本論文では、これらの5つのスライスを包括するエコロジーを「会計環境」⁽⁵⁾と称することにする。

(1) 社会的スライス (societal slice)

構造的要素（例えば、経済・政治・法律システム）、人口統計上の特徴または動向（例えば、ランドエリアや人口など）、文化的特徴または動向（例えば、言語、民族、宗教、社会規範、および共通の価値観など）が含まれる。これらの要素の変化は財務報告に対する需要に影響を与える。

(2) 組織的スライス (organizational slice)

組織⁶⁾の規模・複雑さ、テクノロジー、人的・資本的資源などの要素が含まれる。これらの要素は会計システムの選択・設定、および会計情報に対する需要に影響を及ぼす。

(3) 専門的スライス (professional slice)

会計専門家（例えば、経理担当者や公認会計士）に対する教育・研修・登録・規律、および職業倫理・文化などの要素が含まれる。これらの要素は会計専門家間の役割配分や関係に影響を与える。

(4) 政治的スライス (individual slice) ⁷⁾

基準設定機関、官僚、ロビイスト、政治家、経営者、会計学者、会計専門家、および弁護士などの個人は会計政策に関する選択を行う主体である。政治的スライスでは、これらの個人や団体による会計基準設定主体に対するロビー活動、また自身の利益のために会計数値を利用する活動が含まれる。政治的スライスの分析は個人や団体の行動に対する説明や予測に関連している。

(5) 会計的スライス (accounting slice)

財務報告の基準（評価と測定、分類、表示などに関する規定が含まれる）、財務報告の頻度、ディスクロージャー制度、特殊目的の報告、および会計実務などの要素が含まれる。

アカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して、ある国における会計基準の設定・実施を巡る諸要素を包括的に分析することができる。Perera and Baydoun [2007], Hellmann et al. [2010], Poudel et al. [2014], および Tsunogaya et al. [2015] はこのフレームワークを援用して、インドネシア、ドイツ、ネパール、および日本を対象として、IFRS のアドプションを巡る会計環境を明らかにした。これらの先行研究

は会計環境の解明に対するフレームワークの有効性を実証した。具体的に、Perera and Baydoun [2007] は、インドネシアの会計環境について、「クレジット・インサイダー (credit-insider)」融資制度、家父長制的な保護 (paternalistic protection) を特徴とする法制度、および事業活動に強い影響を与えているイスラム伝統などの固有性を示した。そして、このような固有性がインドネシアにおける IFRS の実施が直面する課題であることを解明した。Hellmann et al. [2010] はドイツの会計環境について、国民文化における保守的な伝統、法令による統制、「クレジット・インサイダー (credit-insider)」融資制度、および課税所得の計算と会計との密接な関係などの特徴を明らかにした。それに、これらの特徴が IFRS の一貫した解釈と実施を妨げる可能性があるということを示した。Poudel et al. [2014] は、ネパールに広く行き渡った不正・腐敗行為、資本市場の未整備、および IFRS の適用に関する訓練を十分に受けた会計士の不足などの特徴を持つネパールの会計環境を明らかにした。そのうえ、このような会計環境がネパールにおける IFRS の一貫した解釈と適用を妨げる可能性が高く、IFRS がネパールに直接適用されていても、ネパール企業が作成した財務報告の比較可能性と透明性が必ずしも向上するわけではないことを指摘した。Tsunogaya et al. [2015] は、日本固有の会計環境の主な特徴、例えば、第 2 次産業のウェイトが高いこと、長期的視点に立った経営を重視すること、および日本の公認会計士や税理士が「ルール」に準拠する細則主義に慣れ親しんでいることが日本における IFRS の強制適用を遅らせている理由であることを示した。

中国における IFRS の適用について、議論

に値する論点が多数あるが、本論文では、公正価値の適用範囲、すなわちどのような資産および負債を公正価値で評価すべきかという争点に重点を置いて議論を進める。以下では、アカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して、中国における公正価値の適用を巡る環境の主な特徴について、社会的、組織的、専門的、政治的、会計的な側面から解明していくことにする。また、環境的要素が公正価値の適用に与える制約を明らかにする。

Ⅲ 中国の会計環境と公正価値の適用

1. 社会的スライス

2001年12月に中国が世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）に加盟してから、中国政府は健全な金融市場を構築するための改革に乗り出してきた。主な取り組みとして、海外資本による国有銀行への投資参入の促進、金融商品開発や保険会社の資産運用に対する規制の緩和などの資本市場の自由化改革、および適格国外機関投資家（Qualified Foreign Institutional Investors：QFII）制度の導入による資本市場のグローバル化などが挙げられる。

これらの改革によって、中国では金融セクターが急成長し、金融商品が大幅に増えてきた。例えば、2006年12月31日に上海証券取引所と深セン証券取引所における株式時価総額は89,441億元に達し、2001年12月31日におけるその金額の2倍になった。そして、2006年に、中国国内では、債権（国債、普通社債、転換社債など含む）の発行額は119,286億元に至り、先物（ゴム、貴金属、農産物などの商品先物）の取引高は2,919,882億元に

達し、2001年の金額と比べ、それぞれ20倍と194倍になった。

このように、WTOへの加盟をきっかけに、中国における経済の金融化が進み、金融商品の取引が急速に拡大してきた。金融機関（銀行や証券会社など）をはじめとする中国企業は多様な金融商品取引を活発に行っており、収益を獲得する一方、価格リスク、金利リスク、および為替リスク等各種のリスクに晒されるようになってきた。

他方、2001年から2006年までの間、中国会計制度における金融商品に係る会計処理の方法および開示の方法は、金融商品取引による収益およびリスクの状況を財務諸表に反映させておらず、投資家をはじめとする財務諸表の利用者は金融商品に関する取引実態を的確に把握できなかった。例えば、『企業会計制度』（財政部が2000年に公布）と『金融企業会計制度』（財政部が2001年に公布）によると、中国企業は随時決済・換金でき（金融機関に対しては価格変動によって利益を得る目的で保有し、かつ随時決済・換金でき）、しかも保有期間を1年以内にする予定である有価証券に対して、期末に市場価格と取得原価の低い方（いわゆる低価法）で評価しなればならなかった。そして、財政部は、当時中国におけるデリバティブ取引が少なかったと考え、デリバティブ取引によって生じる債権と債務の認識と測定に関する会計基準を定めていなかった。これにより、中国企業、特に金融機関によるデリバティブ取引が盛んになってきたが、それらの取引に係る損益は決済時まで認識されていなかった（財政部[2001c]）。さらに、財政部は期末におけるデリバティブ取引に関する時価および差損益の開示を要求していなかった（財政部[2001c]）。

当時、財政部における会計基準設定の関係者と多くの学者は、IASBおよび財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）が行っていた金融商品に係る会計基準設定および訂正の動向に注意を払っていた。さらに、中国会計基準への導入の可能性を検討し、金融商品測定に対して公正価値の導入を強く主張した⁽⁸⁾。

2004年12月に中国航油という国有企業が石油オプションにより大きな損失を被ったこと（「中航油事件」と呼ばれる）が発覚した。この事件は、中国企業がデリバティブ取引による高いリスクに晒されていたことを示している。「中航油事件」に鑑みて、財政部は2005年8月に「金融商品認識および測定に関する暫定規定（試行）」⁽⁹⁾を公布し、はじめて金融資産および金融負債の分類、デリバティブ取引による金融商品の認識と測定、および金融資産の減損に関して、IFRSとほぼ同様の会計処理を定めた（財政部[2005]）。そこでは、売買目的金融資産、売却可能金融資産、およびデリバティブ取引によって生じる正味の債権と債務に対して、公正価値での評価が求められた。財政部会計司元司长と財政部元副部長・王军氏は、公正価値の導入が「金融機関の会計情報の質および透明性の向上を促し、金融セクターにおけるリスクを防ぎあるいは軽減し、金融セクターのセキュリティと安定性を確保する」（王[2006]）と述べた。

中国経済においては、金融セクターが急成長しているにもかかわらず、他の先進国と比べて第2次産業のウェイトが高い（表1参照）。第2次産業は「（仕入先から）インプッ

トを購入し、それを事業計画に基づいて製品へと変換させ、その製品を（顧客に対して）原価よりも高い価格で販売することによって事業価値を創出」（Nissim and Penman [2008], p.14）している。歴史的な原価会計は、企業が「財・用役のインプット市場とアウトプット市場の間の裁定を行うことで価値が付加される」（Nissim and Penman [2008], p.14）プロセスと成果を報告するものである。歴史的な原価会計によって報告される当期純利益は、企業が市場で効果的に取引活動を行うことを通じて付加価値を創造する能力を表し、将来利益の予測および企業価値の評価に役に立つ。第2次産業における企業に対して、歴史的な原価会計は投資家および債権者の意思決定に有用な財務情報を提供できると考えられる。

それゆえ、中国のような第2次産業の割合が高い国では、歴史的な原価会計の方が望ましく、公正価値会計⁽¹⁰⁾の過度の適用が抑えられている。実際に、Qu and Zhang (2015)は中国の上場企業における2007年から2010年までの会計年度の財務諸表をサンプルとして、当期純利益および純資産の簿価と株価の価値関連性（Value-relevance）を検証した。その結果、鉱業と農業における上場企業のうち、公正価値で資産および負債を測定していた会社の当期純利益および純資産の簿価の価値関連性が極めて低いかつ有意ではないことに対して、資産および負債の測定に公正価値を適用していなかった会社におけるそれらの価値関連性が高いかつ有意であることを示した。

表1 各産業セクターの対GDP比(2010年)

	中国	日本	米国	英国
第1次産業	10.1	1.2	1.1	0.6
第2次産業	46.8	27.3	18.5	22.4
第3次産業	43.1	70.8	80.3	76.9

出所：『中国統計年鑑 2011』(中国統計局 [2011]) および『経済における金融セクターのシェアを巡る論点』(野村資本市場研究所 [2013]) に基づいて、筆者が作成した。

注：第1次産業には農業、林業および漁業が含まれ、第2次産業には鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業が含まれ、第3次産業には卸売り・小売業、運輸、金融・保険、不動産、情報通信、およびサービス業(学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、公務などを含む)が含まれる。

経済的ファクターは中国における公正価値の広範囲にわたる適用を抑えるが、文化的ファクターも影響を与えている。儒教は、中国の社会と会計に関する価値観の形成に重要な役割を果たしている。儒教は「儉約」、すなわち必要以上のお金を費やしてはいけないことを強調している(Hofstede and Bond [1988])。それは、企業が持続的な発展を目的とし再投資を行うために資金を社内に蓄積するという長期志向性につながっている(Hofstede and Bond [1988])。

公正価値会計は、「稼得プロセスの重要性を低下させる。(中略)短期的な市場変動に応じて(利益を)認識」(Nissim and Penman [2008], p.70)させる。これによって、公正価値会計は、経営者に金融市場における投機に目を向けさせ、長期的な利益ではなく、短期的な利益を追求させる可能性がある。さらに、会社は株主に対してより多くの現金と利益を配分する可能性があると言及される(Zhang and Andrew [2014])。実際に、羅(2015)と柳・侯(2016)は新企業会計準則が実施された後、中国の上場企業において、公正価値変動による収益が配当金との間に正

の相関関係が存在していることについて経験的証拠を提供した。これらの研究は公正価値会計が市場価格の変動による短期的な利益を認識し、さらに株主への過大な配分につながる可能性を示している。

前述したように、中国では、儒教の影響によって、企業が過度な配分を抑え、社内に再投資を行うための資本を蓄積する志向がある。この志向は慎重かつ保守的な会計処理をもたらし、公正価値の限定的な適用につながっていると考えられる。

2. 組織的スライス

2001年以降、中国政府は資本市場の発展を促進するために、様々な改革に取り組んできた。まず、中国政府は資本市場のグローバル化を進めてきた。証監会、中国人民銀行および中国国家外貨管理局(以下、外管局という)は2002年12月にQFII制度を導入した。QFII制度により、証監会と外管局の認可を取得した外国人投資家は、中国国内資本市場で取引される有価証券(株式、社債、銀行間債券市場の債券など)への投資が可能になった⁽¹¹⁾。さらに、2015年11月に滬港通

(Shanghai-Hong Kong Stock Connect) が開通され、その次、2016年11月に深港通 (Shenzhen-Hong Kong Stock Connect) が開通された。滬港通と深港通の開通により、外国人投資家は香港証券取引所のメンバーとなっている証券会社に取引口座を開設すれば、証監会や外管局の認可を要することなく、上海証券取引所と深セン証券取引所での上場株の売買を行うことが可能となった。滬港通と深港通の開通は中国政府が外国人投資家による中国国内資本市場での投資に対する規制を緩和し、中国資本市場のグローバル化を進める政策である(祁 [2014])。このような中国資本市場のグローバル化は、より一層透明性の高い財務報告を求めている。

次に、中国政府は資本市場にさらなる市場メカニズムを導入してきた。主な取り組みとしては、非流通株改革と機関投資家の育成が挙げられる。2004年末、中国における上場企業の発行済株式の64% (4,543億株/7,149億株) は、証券取引所で取引されることができない株であった(非流通株という)。さらに、非流通株のうち、74%は国が所有する株(国家株という)であった(証監会 [2008], p.50)。非流通株を保有する株主は株式流通市場で株式を売買することができないため、意思決定有用性の高い会計情報に対する需要が高くなかった。さらに、非流通株の存在により、中国における株式市場が常に公正な株価を生み出すという機能を十分に発揮できないことが明らかになってきた⁽¹²⁾。2005年4月に、証監会は「非流通株改革」⁽¹³⁾を始め、非流通株のほとんどが証券取引所で自由に取引されることを認めた。証監会はこの改革を通して「流通市場においては、上場企業の価値がより正確に反映され始めた」(証監会 [2008], p.53) と述べた。実際に、多くの実

証研究は「非流通株改革」が実施された後、中国株式市場の効率性が向上したことを立証している⁽¹⁴⁾。

証監会は2000年より、機関投資家(例えば、証券投資ファンド、企業年金基金など)の育成を掲げ、機関投資家を積極的に育成する戦略を推進してきた(証監会 [2008])。結果として、流通株⁽¹⁵⁾のうち、証券投資ファンドが保有する割合は2002年初頭の5%から2005年末の20%近くまで上昇した(証監会 [2008], p.70)。個人投資家は短期的な利益を追求し、投機的な投資活動をするのに対して、機関投資家はファンダメンタルな分析に基づく長期的な投資活動に焦点をあてると考えられており、証監会は機関投資家の育成を通じて、中国「資本市場における投資哲学」が「過去、投機的考えが主流であったのに対して」、投資対象に対する「基礎的な調査に基づく長期投資にシフト」(証監会 [2008], p.73) することを狙っていた。実際に、多くの実証研究は機関投資家が保有する株式の割合の増加が中国株式市場の効率性の向上と繋がっていることを証明している⁽¹⁶⁾。

効率的な市場が存在して、初めて公正価値は資産および負債に関する正確な、かつ最新の価値を提供できるようになる(Zhang and Andrew [2014])。それに基づいて、レベル1とレベル2のインプット⁽¹⁷⁾を用いて、信頼性をもって公正価値を測定することが可能になる。中国資本市場におけるグローバル化の進展、市場メカニズムの導入、および機関投資家の育成は市場の効率性を高めてきた。これは中国における公正価値の適用を促進してきた1つのファクターである。

グローバル化と市場化の改革にもかかわらず、中国資本市場が主に以下の課題を抱えているため未熟だと指摘される。まず、外国人

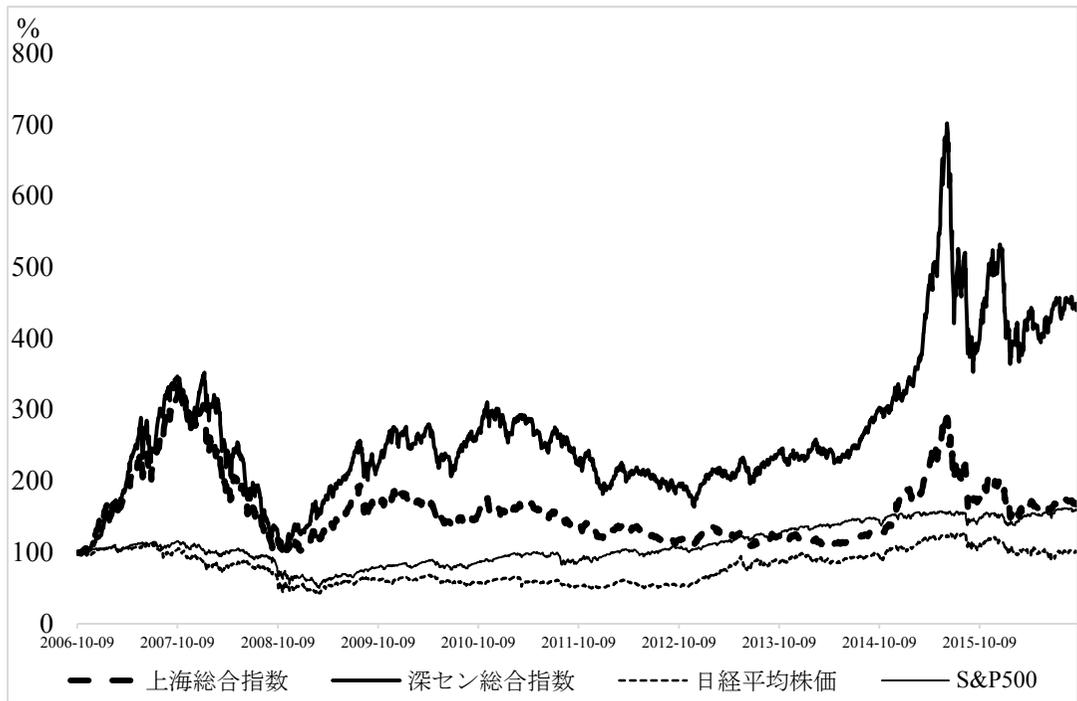
投資家の投資枠に対する制限が中国資本市場のさらなるグローバル化を妨げていると思われる。急激な資金流出を防ぐために、外管局は QFII の投資額を制限している。2015 年 9 月 28 日現在、外管局が QFII に 788 億ドルの総投資額を認可していた（外管局 [2015]）。この金額は中国国内資本市場における時価総額（2015 年 8 月 1 日現在、71,606 億ドル）の約 1% を占めるに過ぎない。このデータは、中国国内資本市場における外国人投資家の重要性が極めて低いということを示している⁽¹⁸⁾。

次に、中国政府が多くの上場企業を支配するのに十分な所有権を持っていることも課題として指摘されている⁽¹⁹⁾。例えば、2015 年度有価証券報告によれば、2015 年 12 月 31 日時点で、中国工商銀行、中國銀行、中国建設銀行、中国農業銀行（いわゆる四大商業銀行）において、中国政府はそれぞれ発行済株の 69.31%、64.02%、57.31%、82.3% を持っていた。国有企業での支配的な所有権を維持するために、中国政府によって保有される株式

の売却が制限されている。これは中国資本市場における株式の流動性を低下させる可能性がある。

そして、機関投資家の育成にもかかわらず、中国資本市場は個人投資家（retail investors）に偏った市場構造が変わっていないことも課題として挙げられている。個人投資家が売買に占める割合は 60% から 80% であり、日米欧など先進国に比べて圧倒的に高い（日本経済新聞、2015 年 6 月 13 日）。個人投資家は企業の長期的な業績よりも短期的な株価変動を重視する傾向が強いため、個人投資家に偏った市場構造が極端な価格変動に繋がっていると思われる。図 1 は中国の株式市場における株価の変動が、米国と日本より激しいことを示している。中国資本市場における株価の大きな変動が公正価値測定⁽²⁰⁾にノイズを加え（Peng and Bewley [2010]）、公正価値会計は信頼性と意思決定有用性の高い財務情報を提供することができないと懸念されている（賈 [2013]）。

図1 中日米の株式市場における株価指数の変動比較



出所：wind 資訊⁽²¹⁾に基づいて、筆者が作成した。

注：上海総合指数は、上海証券取引所に上場するすべての株で構成される時価総額加重平均型株価指数である。深セン総合指数は、深セン証券取引所に上場するすべての株で構成される時価総額加重平均型株価指数である。上海総合指数と深セン総合指数は中国株式市場を代表する株価指数の2つである。日経平均株価は、東証第一部上場銘柄のうち取引が活発で流動性の高い225銘柄が選定され、算出される日本株式市場の代表的な株価指数の1つである。S&P500 (Standard & Poor's 500 Stock Index) は、アメリカの投資情報会社であるスタンダード・アンド・プアーズ社がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT, NASDAQ に上場している銘柄から代表的な500銘柄の株価を基に算出するアメリカ株式市場の代表的な株価指数の1つである。そして、図1で示される株価指数の変動は2006年10月9日（「非流通株改革」後の最初の取引日）の終値を1とし、2016年9月30日までの毎取引日の終値を用いて算出したものである。

3. 専門的スライス

2000年前後、財政部は3つの国家会計学院（北京、上海、厦門）を次々と設立した。国家会計学院では、政府のマクロ経済管理部門、大中規模の国有企業、金融業界、会計事務所等の上級管理者および上級財務会計担当者を教育対象とし、会計関連の知識を主な研

修内容としてトレーニングが行われている（Suzuki et al. [2007], p.665）。研修内容はIFRS および国際監査基準（International Standards on Auditing : ISA）に対応しているものである。国家会計学院は「効率的に新たな知識、市場経済の秩序および精神を伝達し、広める」（Suzuki et al. [2007], p.665）

と評価されている。そこでのトレーニングを通じて、一部の中国公認会計士および企業における財務・経理スタッフは IFRS と ISA に関する知識を身につけてきた。こうした研修は中国における公正価値の適切な実施を保証できる専門的インフラストラクチャーを提供してきた (Graham et al. [2013])。

しかし、3 つの国家会計学院でトレーニングを受けた公認会計士および企業における財務・経理スタッフは一握りのエリートに過ぎない。2007 年に新企業会計準則の実施が始まるまで、中国においては資産および負債を公正価値で測定することが禁じされていた。そのため、公認会計士および企業における財務・経理スタッフの大部分は公正価値測定に関する監査と会計処理を経験していなかった。Chand et al. [2010] は新たな会計基準に関して一貫した解釈と実施をするために、適切なトレーニングおよび十分な経験 (exposure) が不可欠であると指摘している。このように、中国における公正価値の一貫した適用を保証するために、IFRS と ISA に基づく研修を拡大することが必要になる。大規模な研修を実施するために、財政部が各監督局、地方政府、大学、会社、監査法人などの協力を求めなければならない (財政部 [2016])。

公正価値の適用範囲が拡大すれば、経営者による主観的な仮定に基づく公正価値測定 (レベル 2 あるいはレベル 3 のインプットに基づく公正価値) が増える。これらの公正価値に対して、いかに十分かつ適切な監査証拠を入手するのが監査人にとって課題となる。実際に、中国では、公正価値測定に関する監査について、いくつかの問題が指摘されていた。例えば、証監会は、「上場企業が異常な見積もりについて解釈と説明をしていない

場合でも、公認会計士はその合理性を受け入れ、無限定適正意見を表明した。例えば、公正価値で測定される投資不動産の当会計年度中の公正価値変動額が、財務諸表利用者が業界の状況に基づいて形成した予想を大幅に超えていても、財務諸表ではこの状況について説明がないものの、公認会計士は異議を表明していなかった」(証監会 [2014]) と指摘している。この指摘は、中国の公認会計士による監査が必ずしも経営者による偏った測定値を訂正できるわけではない現状を示しているだろう。

それゆえ、中国の会計環境は、公正価値の広範な適用に適合する専門的インフラストラクチャーが整備されていないという特徴を持っており、公正価値の適用に制限を与えている。

4. 政治的スライス

中国経済のグローバル化が進むとともに、財政部は中国会計基準を IFRS とコンバーセよという国際社会からのプレッシャーを受けてきた。例えば、中国が 2001 年に WTO に加盟したにもかかわらず、欧州連合 (European Union : EU) は中国を WTO 協定上の「市場経済国」と認定していない。これによって、中国は他国からのダンピング (不当廉売) 認定などで不利な状況にある。「市場経済国」と認定しない理由の 1 つは中国企業が IFRS に従って財務報告を行っていないことであった (王 [2006])。その認定条件を満たすために、財政部は IFRS とのコンバージェンスに努めていた。

経済のグローバル化による外圧に加えて、2001 年以降、会計基準国際化の急展開とともに、主な国際機関 (WTO, IASB, G20 など) は財政部に IFRS をアドプトせよとい

う圧力をかけてきた。こうした外圧に応じて、財政部会計司元司長と財政部元副部長・王军氏は、「経済のグローバル化が加速している現在、資本市場および会計情報の利用者は高品質なグローバル会計基準を切実に求めている。中国は、会計基準のグローバルなコンバージェンスが世界的動向であることを確信している」(王 [2005])と認識し、中国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを促進し、新企業会計準則の設定と実施を推進した。

しかし、王军元副部長は会計基準が各国の特有の環境を反映しなければならないと主張し、IFRS の直接適用を強く反対していた。特に、王军元副部長は IASB の David Tweedie 議長を説得し、中国のような市場が成熟していない国においては、市場価格が必ずしも公正価値を反映しているわけではないため、公正価値の適用に制限が必要であると認めさせた(王 [2006])。

また、中国国内において多くのロビー組織が、公正価値の広範な適用を反対している。証監会、国有資産監督管理委員会(以下、国資委という)、銀行業監督管理委員会(以下、銀監会という)、保険監督管理委員会(以下、保監会という)、国家税務総局は、財政部に対して、会計基準設定に関するロビー活動を行う有力な組織である。これらの監督当局は中国会計基準の設定に影響を与えるだけでなく、基準に対する解釈にも関与し⁽²²⁾、さらに直接監督下に置く会社による会計基準の実施をも監視している⁽²³⁾。財政部が中国会計制度の設定を担当しているものの、この制度が有効に実施されるためには各監督当局によるエンフォースメントが不可欠である。そのため、各監督当局の公正価値に対する認識が、財政部による会計基準設定に影響を与えてい

る。例えば、公正価値の過度の適用を反対する意見として、証監会首席会計師・贾文勤氏の発言が挙げられる。「中国における現在の市場経済の特徴を考えると、金融システムの安定性を維持するために、公正価値を適度に利用すべきである。(中略)一部の領域において、自由かつ活発な秩序ある市場が存在していないため、公正価値測定は会社経営者の主観的な判断に大きく依存しており、信頼性に欠陥をもたらしうる。さらに、公正価値による測定は企業、特に多額の金融資産をもつ金融機関の経営成績の変動を大きくしやすい」(贾 [2013], p.9)。

このような発言に代表されるように、財政部と各監督当局は公正価値の過度の適用に慎重な態度を取っており、その適用に制限を与える必要があると合意されている。

5. 会計的スライス

財政部は、IFRS とのコンバージェンスを図るために、1998 年に公布された「債権のリストラに関する会計基準」と 1999 年に公布された「非貨幣性取引⁽²⁴⁾に関する会計基準」において、初めて公正価値を導入した。債権のリストラと非貨幣性取引において交換される資産に対して公正価値による評価を要求し、公正価値と簿価の差額を当期純利益に計上することを規定した。2 つの基準が実施された後、多くの中国上場企業が一定の利益基準⁽²⁵⁾を満たすために、公正価値による測定を悪用したことが発覚した(谢 [2011])。財政部会計司元司長・冯淑萍氏は公正価値測定に関する実務上の問題について、「交換された資産の公正価値はどのように測定するか(を考慮する必要がある)。公正価値を適切に測定できなければ、企業が債権のリストラを不正に利用して、粉飾決算をする可能性がある」(冯

[1999], p.44, 括弧内—筆者)と指摘していた。公正価値を利用した利益操作を防ぐために、財政部は2001年に「債権のリストラに関する会計基準」と「非貨幣性取引に関する会計基準」を改正し、公正価値による測定を廃止し、関連する取引において交換される資産に対して取得原価での評価を要求した(財政部 [2001a] [2001b])。

2001年以降、中国における経済の金融化や資本市場のグローバル化とともに、透明性の高い会計情報に対するニーズが増えてきた。そして、IASBが財務報告の国際化を推進する動きは財政部に中国会計基準をIFRSとコンバージェよという外圧を与えてきた。このような社会的、組織的および政治的要素の変化

に応じて、財政部は2006年に設定された新企業会計準則において、公正価値を再導入した。表2は新企業会計準則における公正価値の適用を示している。

財政部は、新企業会計準則において、公正価値の広範な適用を懸念し、継続的に信頼性をもって測定できる資産および負債についてのみ、公正価値による測定を許可している(刘 [2011])。その結果、新企業会計準則において、取得原価が原則とされており、公正価値の適用範囲はIFRSより限定されている(Peng and Bewley [2010])。表3は新企業会計準則とIFRSにおける公正価値の適用範囲に関する差異を示している。

表2 新企業会計準則における公正価値の適用

当初認識後の測定	評価基準	公正価値と簿価の差額
売買目的有価証券	公正価値での評価が要求される	当期純利益に計上される
売却可能の金融商品	公正価値での評価が要求される	その他の包括利益に計上される
投資不動産	公正価値が継続的に取得できる場合、公正価値での評価が許可される。それ以外には原価評価（取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上する）の適用が要求される。	当期純利益に計上される
生物資産	公正価値が継続的に取得できる場合、公正価値での評価が要求される。それ以外には原価評価の適用が要求される。	当期純利益に計上される
当初認識時の測定	評価基準	公正価値と簿価の差額
非貨幣性資産交換取引における交換される資産	公正価値	当期純利益に計上される
債権のリストラに対価とされる非貨幣性資産	公正価値	当期純利益に計上される
長期持分投資	当初認識時の取得原価を対価として発行された持分証券の公正価値とする	N/A
政府補助金として受け取る非貨幣資産	公正価値	N/A
金融資産と金融負債	公正価値	N/A
非共通支配下の企業結合において、対価として引き渡された資産、発生したまたは引き受けられた負債、または交付された株式	公正価値	当期純利益に計上される
その他		
株式に基づく報酬：持分金融商品（例えば、株式やストック・オプションなど）の公正価値をもって費用とする		
従業員に与える非貨幣性福利：財貨またはサービスの公正価値をもって費用とする		
固定資産の減損：公正価値から処分費用を控除した額と将来キャッシュ・フローの割引現在価値のうち、いずれか高い方を回収可能価額とする		

出所：財政部 [2006] [2014] に基づいて、筆者が作成した。

表3 新企業会計準則と IFRS における公正価値の適用に関する比較

	新企業会計準則 (Chinese Accounting Standards: CAS)	公正価値 測定	IFRS	公正価値 測定
固定資産/無形 資産の当初認 識後の評価	原価モデルのみ ^{注1} CAS4：固定資産 CAS6：無形資産	N/A	原価モデルと再評価モデル ^{注2} の選択適用 IAS16：有形固定資産 IAS38：無形資産	N/A
生物資産 ^{注3} の 当初認識後の 評価	原則：原価モデル 例外：公正価値 CAS5：生物資産	レベル1 レベル2	原則：公正価値 例外：原価モデル IAS41：農業	レベル1 レベル2 レベル3
投資不動産の 当初認識後の 評価	原則：原価モデル 例外：公正価値 公正価値から原価モデルへの 切り替えを禁止する CAS3：投資不動産	レベル1 レベル2	原価モデルと公正価値の選択 を認める 公正価値から原価モデルへの 切り替えを容認する IAS40：投資不動産	レベル1 レベル2 レベル3
企業結合	共通支配下の企業結合 ^{注4} に 持分プーリング法 ^{注5} を要求 する CAS20：企業結合	レベル1 レベル2 レベル3	持分プーリング法を禁止し、 すべての企業結合にパーチェ ス法 ^{注6} を要求する IFRS3：企業結合	レベル1 レベル2 レベル3
減損	すべての資産の減損の戻入を 禁止する CAS8：資産の減損	N/A	すべての資産（のれんを除 く）の減損の戻入を要請する IAS36：資産の減損	N/A

出所：財政部 [2006] [2014] と IASB [2016] に基づいて、筆者が作成した。

注1：原価モデルは、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上する方法である。

注2：再評価モデルは、再評価実施日における公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した価額で計上する方法である。

注3：果実生成型の生物資産（bearer plants）を除く。IASB は 2014 年に IAS41 を改訂し、果実生成型の生物資産を IAS16 の規制対象とした。その改訂により、果実生成型の生物資産の当初認識後の評価に原価モデル又は再評価モデルのいずれかが適用される。

注4：共通支配下の企業結合は、結合当事企業のすべてが、企業結合の前後で、同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合である。親会社と子会社の合併および子会社同士の合併は、共通支配下の企業結合に含まれる。

注5：持分プーリング法は、すべての結合当事企業の資産、負債および資本を、それぞれの帳簿価額で引き継ぐ方法である。

注6：パーチェス法は、被結合企業から受け入れる資産および負債の取得原価を、対価として交付する現金および株式等の取得日の公正価値とする方法である。

さらに、財政部は、実務について、公正価値による測定を慎重に適用すべきだと強調している。例えば、財政部会計司元司長・劉玉廷氏は「(財政部)は(会計)準則の実施に際して、企業に公正価値の適用を厳しく制限することを求めている。例えば、投資不動産に関する会計準則が公正価値モデルと原価モデルの選択を許可するが、実施に際して、(財政部)は慎重に公正価値モデルを適用せよと強調している」(劉 [2011])と述べていた。結果として、公正価値で投資不動産を評価する企業が少ない。例えば、833社の上場企業が2010年度財務報告で投資不動産を所有していることを報告したが、そのうち、27社しか投資不動産を公正価値で評価していなかった(財政部 [2010])。

2006年に公表された新企業会計準則において公正価値が導入されたが、公正価値測定に関する規定は個別の会計基準(例えば、「企業会計準則第3号——投資不動産」(以下、CAS3という)や「企業会計準則第8号——資産の減損」)に散在している。公正価値測定に関する規定を統一し、公正価値のより有効的な適用を図り、財政部は2014年に「企業会計準則第39号——公正価値測定」(以下CAS39という)を公布した。CAS39では、公正価値の定義や公正価値ヒエラルキーなどが規定されている⁽²⁶⁾。特に、CAS39では、公正価値を測定する際に用いられるインプットの優先順位について、IFRS第13号「公正価値測定」と同様のヒエラルキーが導入された。CAS39は公正価値の測定方法を定めることを目的とし、どのような資産および負債に対して公正価値による評価が許可または要請されるかという公正価値の適用範囲を規定していない。さらに、CAS39ではレベル1・レベル2・レベル3のインプットが用いられる

公正価値測定が認められるが、個別の会計基準では評価技法のインプットが制限されるケースがある。例えば、CAS3では、2つの条件を同時に満たしている場合のみ、投資不動産を公正価値で測定することが認められる。なお、2つの条件とは、(1)投資不動産の所在地に活発な不動産取引市場があること(すなわち、レベル1のインプットが入手可能であること)、(2)企業が不動産取引市場から同類のまたは類似する不動産の市場価格およびその他の関連する情報を入手でき、それによって投資不動産の公正価値を合理的に見積もることができること(すなわち、レベル2のインプットが入手可能であること)である。この2つの条件を設けることによって、財政部は投資不動産の公正価値を測定する際に、レベル3のインプットの適用を禁じている。

IV おわりに

本論文はGernon and Wallace [1995]が提唱したアカウンティング・エコロジー・フレームワークを用いて、中国における公正価値の適用に関する会計環境をホーリスティックな分析を行ってきた。

中国における公正価値の導入を促進してきた主な環境的要素を要約すれば、以下の通りである。中国における金融セクターの成長に伴い、金融市場の変動に関する情報に対するニーズが高まってきた。また、中国資本市場のグローバル化は、より一層透明性の高い財務報告を求めてきた。これらのニーズを満たすために、特定の資産および負債(例えば、市場性のある有価証券や投資不動産など)を公正価値で測定する必要がある。公正価値の適用に際して、その測定は重要な問題になっている。中国資本市場における一連の市場化

の改革は市場の効率性を高め、金融資産および金融負債に関する正確な、かつ最新の公正価値の測定値が得られるようになってきた。さらに、IFRSに基づくトレーニングの実施によって、一部の中国公認会計士はIFRSとISAに関する知識を身につけ、公正価値の適切な実施を保証してきた。資本市場の成長や公認会計士のトレーニングに加えて、財政部による基準設定活動は公正価値の適用に関する重要な要素である。具体的に、財務報告の国際化について、財政部は2001年以降、IASBをはじめとする国際機関から圧力を受けてきた。それらの圧力に応じて、2006年に公布した新企業会計準則に公正価値を導入した。

その一方で、中国において公正価値の広範な適用を制限する主な環境的要素が明らかにされた。中国経済において、第2次産業のウェイトが比較的に高いことは公正価値会計の過度の適用を抑えている。そして、中国では、社会、経済および会計システムに対する儒教の影響が大きくて、「儉約」や長期志向性は慎重かつ保守的な会計処理につながっており、公正価値の過度な適用を抑えていると思われる。その上、公正価値測定を巡る懸念は、公正価値の適用範囲を制限している。まず、中国資本市場における株価の激しい変動が公正価値測定にノイズを加え、公正価値会計は信頼性と意思決定有用性の高い財務情報を提供することができない可能性がある。さらに、IFRSとISAに関する知識を身につけた公認会計士は一握りに過ぎない。大部分の公認会計士が十分なトレーニングおよび実務経験を持っていないため、公認会計士による監査が経営者による偏った公正価値の測定値を訂正することは保証できないだろう。証監会をはじめとする中国におけるステークホル

ダーは、公正価値測定に関する諸課題を考慮して、公正価値の過度の適用を反対している。そして、財政部は、1998年から2000年にかけて多くの中国の上場企業が公正価値を悪用した経験に鑑みて、公正価値に対して慎重な態度を取っており、その適用を制限している。

本論文は、中国において公正価値の導入を促進した環境的要素、および適用範囲の拡大に制約を与える要因を明らかにすることを通じて、会計が中立的な技術上の問題ではなく、各国の特殊な環境の影響を受けて生み出されるものであることを明らかにした。さらに、本論文は1つの会計モデルが必ずしもすべての国のニーズを満たしているわけではないことも明確にした。それゆえ、会計基準の国際化が進んでいるが、各国における会計環境のコンバージェンスをしない限り、財務報告の多様性は続いていくと考えられる。

本論文は以下のような限界がある。本論文はGernon and Wallace [1995] のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して、公正価値を巡る中国の会計環境の主な特徴を解明し、さらに社会的、組織的、専門的、政治的要素が公正価値の適用に制約を与えていることを明らかにした。しかしながら、公正価値の適用に適合できる会計環境の特徴を明らかにしていない。個別の国における会計環境の解明を踏まえ、今後の課題は、アカウンティング・エコロジー・フレームワークを用いて、異なる国における会計環境を比較し、公正価値の適切な適用に資する会計環境の特徴を明確にすることである。Gernon and Wallace [1995] で示されたように、会計基準の実施の結果およびそれを巡る環境に関する比較研究は、研究対象を類似の国にしても対照的な国にしても、会計システムに対

する理解を高めることができる (Gernon and Wallace [1995], p.93)。

注

- (1) 2006年に公表された「企業会計準則」は1つの基本準則と38つの個別の会計基準によって構成される。2014年に3つの個別の会計基準が新規設定・公表された。
- (2) 草野 [2012] では、ストック重視の会計と称する。
- (3) 草野 [2012] では、フロー重視の会計と称する。
- (4) 本論文では、スライスは全体の一部を意味する。
- (5) 角ヶ谷 [2012] では、これらの5つのスライスを包括する日本固有のエコロジーを「日本の会計環境」ということにした。
- (6) 本論文では、「組織」とは営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行う経済主体のことを指す。このような組織は会計基準に従って財務報告を行う主体であるため、会計分野での主要な研究対象となっている。
- (7) 「individual slice」を直訳すれば、「個人的スライス」になるが、その意味に従えば、「政治的スライス」と訳したほうがより適切であると考えられる (角ヶ谷 [2012] p.57)。
- (8) 例えば、朱 [1997] (当時、財政部会計司に務めていた) は金融商品 (特に、デリバティブ取引による金融商品) の公正価値による評価が財務報告利用者に信頼性と意思決定有用性を持つ会計情報を提供できると主張した。
- (9) 中国語の簡体字で表記すれば、「金融工具確認和计量暂行规定 (试行)」になる。「金融商品認識および測定に関する暫定規定 (试行)」は2006年に公布された新企業会計準則における「金融商品の認識および測定」(簡体字での表記が「金融工具の確認和计量」である) に関する会計基準に代替された。
- (10) 公正価値会計の定義に異なる見解がある (Nissim and Penman [2008] pp.3-5 参照)。本論文では、公正価値会計とは資産と負債を継続的に公正価値で再評価し、評価差額による未実現損益は (包括) 利益の一部として認識され、しかも公正価値を出口価値とみなす会計システムとして捉えている。
- (11) QFII が導入される前、外国人投資家による中国国内資本市場での投資がほぼ禁じされていた。
- (12) 例えば、劉・王 [2003]、高・張 [2001]。
- (13) 中国語の簡体字で表記すれば、「股权分置改革」になる。
- (14) 例えば、楊・楊・姚 [2006]、謝・邵 [2011]。
- (15) 非流通株改革が実施される前、発行済株式は流通株式と非流通株式に分けられていた。
- (16) 例えば、侯・叶 [2008]、姚・劉・相 [2011]。
- (17) レベル1のインプットは活発な市場での価格である。レベル2のインプットは観察可能な市場データである。
- (18) このデータに対して、日本では、2015年3月末時点で外国人の株式保有比率 (金額ベース) は全体の31.7%となっていた (日本経済新聞, 2015年6月18日)。
- (19) 例えば、胡・梁・劉・杜 [2015] は中国の上場企業における所有権の集中が株式流動性を低下させる要因の1つであることを示している。さらに、李・黄 [2016] は中国政府によって支配されている上場企業では所有権の集中が株式流動性を低下させる作用がその他の上場企業でのその作用より強いことを示している。
- (20) 本論文では、公正価値の適用に関する議論は、公正価値で測定する資産・負債の範囲およびどのように公正価値を決めるかという測定方法を含める。公正価値測定方法を論じる場合に、公正価値測定という用語を用いる。
- (21) Wind 資訊は中国の株式会社である Wind Info によって提供されている総合経済データベースである。Wind 資訊には中国国内外の金融情報をはじめとして、企業の財務情報、および株式・債券市場、産業統計、マクロ経済などに関するデータが登録されている。
- (22) 例えば、財政部において、財政部会計司、証監会、国资委、銀監会、保監会、および国家稅務總局からの会計専門家によって「企業会計準則実施問題専門家ワーキンググループ」(簡体字での表記が「企业会计准则实施问题专家工作组」である) が構成されている。このワーキンググループは新企業会計準則の実施において生じた問題を研究し、「企業会計準則実施問題専門家ワーキンググループの意見」(簡体字での表記が「企业会计准则实施问题专家工作组意见」である) を発表していた。これらの意見を発表した目的は上場企業や監査法人などにおける会計準則の実施を指導することである。
- (23) 例えば、証監会は上場企業および非上場の証券会社や証券投資ファンドなどにおける新企業会計準則の実施を監督している。国资委は国有企業における新企業会計準則の実施を監督している。

- (24) 非貨幣性取引は他の企業との間で主に非貨幣性資産または負債の交換を伴う取引である。例えば、顧客に製品を売り渡し、代金として顧客から他の非貨幣性財産を受け取る取引がある。また、生産的資産 (productive assets) (例えば、鉱物や石油を採掘する施設、不動産など) を交換する取引がある。
- (25) 例えば、証監会が 1999 年に公布した規制によると、中国国内資本市場で上場していた会社は割当増資を実施するために、以下の利益基準を満たす必要がある。過去 3 会計年度における平均純資産収益率は 10% 以上になっており、かつ、各過去 3 会計年度における純資産収益率は 6% 以上になっている。
- (26) 詳細は、王昱 [2016] 386-390 頁を参照。

参考文献

- Baker, C. R., Biondi, Y. and Zhang, Q. [2010], "Disharmony in international accounting standards setting: The Chinese approach to accounting for business combinations," *Critical Perspective on Accounting*, Vol.21, No.2, pp.107-117.
- Biondi, Y. and Zhang, Q. [2007], "Accounting for the Chinese Context: a comparative analysis of international and Chinese accounting standards focusing on business combinations," *Socio-Economic Review*, Vol.5, No.4, 695-724.
- 财政部 [2001a] 『企业会计准则——债务重组』中国财政经济出版社。
- 财政部 [2001b] 『企业会计准则——非货币性交易』中国财政经济出版社。
- 财政部 [2001c] 『金融企业会计制度』中国财政经济出版社。
- 财政部 [2005] 「金融工具确认和计量暂行规定 (试行)」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200805/t20080522_33643.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2006] 「企业会计准则」 (<http://www.casplus.com/rules/rules.asp>). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2008] 「关于我国上市公司 2007 年执行新会计准则情况的分析报告」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/200807/t20080703_55829.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2009] 「我国上市公司 2008 年执行企业会计准则情况分析报告」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/200908/t20090803_189997.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2010] 「我国上市公司 2009 年执行企业会计准则情况分析报告——基于企业会计准则实施的经济效果」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528_320239.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2011] 「我国上市公司 2010 年执行企业会计准则情况分析报告」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/diaochayanjiu/201109/t20110928_597075.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2012] 「《企业会计准则第×号——公允价值计量 (征求意见稿)》起草说明」 (<http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201205/P020120531610762005534.pdf>). 2017 年 2 月 26 日アクセス)
- 财政部 [2014] 「企业会计准则第 39 号——公允价值计量」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140128_1040392.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- 财政部 [2016] 「全国会计领军人才培养工程发展规划 (征求意见稿)」 (http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuotongzhi/201604/t20160407_1940265.html). 2016 年 8 月 20 日アクセス)
- Chand, P., Patel, C. and Patel, A. [2010], "Interpretation and Application of "new" and "complex" International Financial Reporting Standards in Fiji: Implications for Convergence of Accounting Standards," *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, Vol.26, No.2, pp.280-289.
- 冯淑萍 [1999] 「中国会计准则的发布和实施情况」『会计之友』第 12 期, 44-46 页。
- 高成福·张津 [2001] 「非流通股的股价扭曲效应: 模型与估计」『中国经济问题』第 2 期, 22-30 页。
- Gernon, H. and Wallace, R. S. C. [1995], "International Accounting Research: A Review of Its Ecology, Contending Theories and Methodologies," *Journal of Accounting Literature*, Vol.14, No.1, pp.54-106.
- Graham, C., Peng, S. and Bewley, K. [2013], "Fair Value Accounting Reforms in China: Towards an Accounting Movement Theory," Presented to the European Accounting Association 36th Annual Congress, Paris, France.
- He, X., Wong, T. J. and Young, D. [2012], "Challenges for Implementation of Fair Value Accounting in Emerging Markets: Evidence from China," *Contemporary Accounting Research*, Vol.29, No.2, pp.538-562.
- Hellmann, A., Perera, H., and Patel, C. [2010], "Contextual issues of the Convergence of International Financial Reporting Standards: The Case of Germany," *Advances in Accounting, Incorporating Advances in*

- International Accounting*, Vol.26, No.1, pp.108-116.
- Hofstede, G. and Bond, M. H. [1988], "The Confucius Connection: From Cultural Roots to Economic Growth," *Organizational Dynamics*, Vol.16, No.4, pp.5-21.
- 侯宇・叶冬艳 [2008]「机构投资者，知情人交易和市场效率——来自中国资本市场的实证证据」『金融研究』第4期（总第334期），131-145页。
- 胡昊・梁丹・刘睿智・杜激 [2015]「公司股权结构对资本流动性影响的实证考察」『统计与决策』第10期（总第430期）156-159页。
- International Accounting Standards Board: IASB [2016] "International Financial Reporting Standards" (<http://www.ifrs.org/IFRSs/Pages/IFRS.aspx>). 2016年8月20日アクセス。なお、IFRS財団がIFRS基準へのフリーアクセスを提供しており、eIFRSの普通ユーザとして登録すれば、英語版のIFRS基準を閲覧およびダウンロードすることができる。）
- 贾文勤 [2013]「金融工具会计准则解读及会计准则的国际趋同」『金融会计』第10期，6-13页。
- 草野真樹 [2008]「金融商品の全面公正価値会計の課題—ローン・コミットメントを中心として」『會計』第174巻第4号，556-568頁。
- 草野真樹 [2012]「会計モデルの変容と会計情報（二・完）」『會計』第181巻第6号，847-859頁。
- 李阳・黄国良 [2016]「高管股权激励，大股东控制与股票流动性」『财会月刊』第23期，118-121頁。
- 刘力・王汀汀 [2003]「不应忽略股票的流通权价值——兼论中国股票市场的二元股权结构问题」『管理世界』（月刊）第9期，46-51頁。
- 柳雅君・侯晓红 [2016]「公允价值变动与现金股利分配关系研究」『会计之友』第2期，42-47頁。
- 刘玉廷 [2011]「国际财务报告准则的重大修改及对我国的影响」『证券时报』2011年10月14日。
- 罗楠 [2015]「公允价值会计对股利分配政策的影响研究」『中国注册会计师』第5期，110-116頁。
- Nissim, D. and Penman, S. [2008], "Principles for the Application of Fair Value Accounting," White Paper No. 2, Columbia Business School (角ヶ谷典幸・赤城論士訳 [2011]『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社)。
- 野村資本市場研究所 [2013]「経済における金融セクターのシェアを巡る論点」(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2013/2013win02.html>). 2016年8月20日アクセス)
- 王昱 [2016]「中国における公正（公允）価値概念の整理：「企業会計基準第39号：公正価値測定」を中心に」『商学論究』，63(3)，377-393頁。
- Peng, S., and Bewley, K. [2010], "Adaptability to Fair Value Accounting in An Emerging Economy: A Case Study of China's IFRS Convergence," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.23, No.8, pp.982-1011.
- Perera, H. and Baydoun, N. [2007], "Convergence with International Financial Reporting Standards: The Case of Indonesia," *Advances in International Accounting*, Vol.20, pp.201-224.
- Poudel, G., Hellmann, A., and Perera, H. [2014], "The Adoption of International Financial Reporting Standards in a Non-colonized Developing Country: The Case of Nepal," *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, Vol.30, No.1, pp.209-216.
- 祁斌 [2014]「沪港通开启中国资本市场新时代」『第一财经日报』2014年12月31日。
- Qu, X. and Zhang, G. [2015], "Value-relevance of Earnings and Book Value Over the Institutional Transition in China: The Suitability of Fair Value Accounting in This Emerging Market," *The International Journal of Accounting*, No.50, pp.195-223.
- Suzuki, T., Yan, Y., and Chen, B. [2007], "Accounting for the Growth and Transformation of Chinese Business and the Chinese Economy: Implications for Transitional and Development Economics," *Socio-Economic Review*, No.5, pp.665-694.
- 陶偉 [2015]「公正価値による利益測定とリスク関連性」『横浜経営研究』第36巻第1号，161-179頁。
- 陶静 [2012]「中国会計基準における公正価値の使用」『同志社商学』第63巻第4号，99-114頁。
- 角ヶ谷典幸 [2012]「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際会計研究学会年報 2011年度』第2号，45-60頁。
- Tsunogaya, N., Hellmann, A., and Scagnelli, S. D. [2015], "Adoption of IFRS in Japan: Challenges and Consequences," *Pacific Accounting Review*, Vol. 27, No.1, pp.3-27.
- 王军 [2005]「顺时应势，加速构建会计准则体系——王军副部长在第22届联合国国际会计和报告标准政府间专家工作组会议上的发言」(http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/lingdaojianghua/200807/t20080711_57232.html). 2016年8月20日アクセス)
- 王军 [2006]「深入学习贯彻两大准则体系 促进经济社会健康协调发展——财政部副部长王军在中国会计审计准则体系贯彻实施会议上的讲话（2006年2月16日）」(<http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxin>

- xi/lingdaojianghua/index_5.html。2016年8月20日アクセス)
- Whittington, G. [2008], "Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View," *Abacus*, Vol. 44, No.2, pp. 139-168.
- 谢德仁 [2011] 「会计准则, 资本市场监管规则与盈余管理之遏制: 来自上市公司债务重组的经验证据」『会计研究』第3期, 19-26页。
- 谢世清·邵宇平 [2011] 「股权分置改革对中国股市流动性与有效性影响的实证研究」『金融研究』第2期(总第368期), 185-193页。
- 杨敏·李玉环·陆建桥·朱琳·陈瑜 [2012] 「公允价值计量在新兴经济体中的应用: 问题与对策——国际会计准则理事会新兴经济体工作组第一次全体会议综述」『会计研究』第1期, 4-9页。
- 杨善林·杨模荣·姚禄仕 [2006] 「股权分置改革与股票市场价值相关性研究」『会计研究』第12期, 41-59页。
- 姚颐·刘志远·相二卫 [2011] 「中国基金在投资中是否追求了价值?」『经济研究』第12期, 45-58页。
- 张为国 [2003] 「建立高质量的会计准则 夯实证券市场发展基础」『财经论丛』第1期(总第100期), 64-66页。
- Zhang, Y. and Andrew, J. [2014], "Financialisation and the Conceptual Framework," *Critical Perspective on Accounting*, No.25, pp.17-26.
- Zhang, Y., Andrew, J. and Rudkin, K. [2012], "Accounting as an instrument of neoliberalisation? Exploring the adoption of fair value accounting in China," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.25, No.8, pp.1266-1289.
- 证券监督管理委员会(证监会) [2008] 『中国资本市场发展报告』中国金融出版社(大和総研·大和総研(上海)諮詢有限公司訳 [2009] 『中国資本市場の発展 - 2020年への挑戦』中央経済社)。
- 证券监督管理委员会(证监会) [2014] 『2014年上市公司年报会计监管报告』(<http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201409/P020140912498106569050.pdf>。2016年8月20日アクセス)
- 证券监督管理委员会 [2015] 『中国证券期货统计年鉴 2015』中国统计出版社。
- 中国国家统计局 [2010] 『新中国六十年统计资料汇编(1949-2008)』中国统计出版社。
- 中国国家统计局 [2011] 『中国统计年鉴 2011』(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2011/indexch.htm>。2016年8月20日アクセス)
- 中国国家统计局 [2015] 『中国统计年鉴 2015』(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2015/indexch.htm>。2016年8月20日アクセス)
- 中国国家外汇管理局(外管局) [2015] 「合格境外机构投资者(QFII)投资额度审批情况表(截至2015年9月28日)」(http://www.safe.gov.cn/wps/portal/!ut/p/c4/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gTA4NgCydDRwN_b0NzA0dnHxcjb08Dw9AAY_2CbEdFAP0NNy0!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/hainanfj/hainanfj/hainanfj_glxx/a9ad3f004a27a735b13fbb2bead6bf4e。2016年8月20日アクセス)
- 朱海林 [1997] 「金融工具计量刍议」『会计研究』第2期, 16页。